

平成28年度 地域お茶の間創造事業説明会を開催します

☎ 市 暮らし支援課(山東庁舎) ☎55-8110 FAX 55-8130

少子高齢化が進行する今、子どもから高齢者まですべての市民が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域で支え合う仕組みが必要です。

市では、平成25・26年度に実施したモデル事業の成果を踏まえ、引き続き、地域での支え合い活動により、元気な高齢者が活躍し、支援の必要な高齢者が身近なところでサービスを受けられるような居場所づくりに対する支援を行います。

対象となる事業

居場所づくり事業

自治会館、集会所、空き家など、高齢者同士または世代間の交流を図るために自由に集える場所をつくる事業



ボランティア拠点事業

居場所を拠点に地域の課題解決や高齢者等の困りごとをお手伝いしたり、サービスを提供する事業

地域お茶の間創造事業説明会

日時 5月24日(火) 19時～

場所 市役所 山東庁舎
別館2階 会議室2AB



地域お茶の間創造事業に関心のあるみなさん、ご参加ください！
申込は不要です。

米原市健康づくり・食育推進協議会委員を募集します

☎ 市 健康づくり課(山東庁舎) ☎55-8105 FAX 55-2406

市では、市民の健康づくりと食育の推進および保健センター等の保健施設の円滑な運営を図るために「米原市健康づくり・食育推進協議会」を設置しています。新たにこの協議会に委員として参加していただける人を募集します。

募集人数 3人以内(委員定数は20人以内)

任期 3年

応募資格 次のすべてに該当する人

- ・市内在住または在勤の人
- ・平成28年8月1日現在で満20歳以上の人
- ・市の他の審議会等の委員に2つ以上就いてない人

応募期間 5月15日(日)～6月15日(水)

*持参の場合は平日8時30分～17時15分

*郵送等の場合は期限内必着

応募方法 指定の応募用紙を持参、郵送、ファクス、メールのいずれかで健康づくり課へ提出

申込書の配布場所

申込書は、市健康づくり課、各庁舎窓口を設置するほか、市公式ウェブサイトからもダウンロードできます。

応募先

〒521-0292 米原市長岡1206

市 健康づくり課(山東庁舎) ☎55-8105 FAX 55-2406

☐kenkou@city.maibara.lg.jp

第三者行為(交通事故等)で介護保険サービスを受ける時は届け出が必要になります

☎ 市 高齢福祉介護課(山東庁舎) ☎55-8103 FAX 55-8130

介護保険の被保険者は、交通事故などの第三者行為によって状態が悪化した場合でも介護保険サービスを受けることができます。ただし、介護保険サービスの提供にかかった費用は加害者が負担するのが原則で、市が一時的に立て替えた後で加害者へ請求することになります。

市が支払った介護給付が第三者行為によるものかを把握する必要があるため、介護保険の第1号被保険者が、交通事故等の第三者行為を起因として介護保険サービスを受けた場合は、4月1日から届け出が必要となりました。交通事故等により要介護等状態になった場合や、状態が悪化した場合は、市高齢福祉介護課へご連絡ください。

